

第119回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時

開催
場所

川崎市川崎区塩浜一丁目1番1号

当本社会議室

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただくようご推奨申し上げます。書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

本年は、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

・招集ご通知	1
・議決権行使等についてのご案内	3
・株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	
第3号議案 役員賞与支給の件	
・事業報告	12
・計算書類	34
・監査報告	38



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/7246/>



プレス工業株式会社

証券コード：7246

株 主 の 皆 様 へ

川崎市川崎区塩浜一丁目1番1号

プレス工業株式会社

代表取締役社長 **美 野 哲 司**

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただくようご推奨申し上げます。書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

なお、保護シールを同封しておりますので、ご返送の際にご活用ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

＜インターネットによる議決権行使について＞

4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

1 日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時
2 場 所	川崎市川崎区塩浜一丁目1番1号 当本社会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 株主総会の 目的事項	報告事項 1. 第119期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計 算書類監査結果報告の件 2. 第119期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の 内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 役員賞与支給の件
4 議決権行使等 についてのご案内	3～4 頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

- インターネットによる開示について
 - ・ 次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表 ②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
 - ・ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載する事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
当社ウェブサイトのURL <https://www.presskogyo.co.jp/>
- 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、上記の当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 川崎市川崎区塩浜一丁目1番1号 当本社会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時まで

議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。なお、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。また、書面とインターネットにより、議決権を二重に行行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とさせていただきます。

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含む。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる方法に代えて当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）。

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話の情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年6月28日（月曜日）の午後5時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら後記ヘルプデスクへお問合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 **0120-173-027**（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

第119期の期末配当につきましては、当社の資本政策を踏まえたうえで、当期の業績及び今後の資金需要等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき7.5円（配当総額813,002,063円）といたしたいと存じます。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日といたしたいと存じます。

（ご参考：1）当社の資本政策

当社グループは、事業活動を通じて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、必要な株主資本の水準を維持するとともに、株主への持続的・安定的な利益還元を基本方針とする。

総還元性向35%以上を中期的な目標に掲げる。

1. 必要な株主資本水準の維持

成長投資、事業リスクへの対応力、格付け維持等を総合的に勘案し、財務の健全性を確保する。

2. 配当政策

業績及び資金需要等を総合的に勘案し、各期の配当額を決定する。配当回数については、原則として年2回とする。

3. 自己株式の取得等

経営環境変化に機動的に対応し、自己株式の取得・消却等、企業価値の向上につながる財務施策を実施する。

（ご参考：2）1株当たり配当金の推移

（単位：円、銭）

	第116期 (2018年3月期)	第117期 (2019年3月期)	第118期 (2020年3月期)	第119期（当期） (2021年3月期)
1株当たり中間配当金	6.00	6.50	6.50	0.00
1株当たり期末配当金	6.00	7.50	6.50	7.50（予定）
1株当たり年間配当金	12.00	14.00	13.00	7.50（予定）
連結配当性向	22.3%	20.3%	38.0%	54.6%（予定）
総還元性向	22.3%	20.3%	56.7%	54.6%（予定）

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者の選定にあたりましては、委員の半数以上を社外取締役に構成する指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえて、取締役会が決定しております。

なお、監査等委員会における検討の結果、本議案の各候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名	新任・再任の別	当社における現在の地位及び担当	取締役会出席回数
1	美野 哲司	再任	代表取締役社長 社長執行役員 CEO 監査部担当	16回/16回（100.0%）
2	村山 哲	再任	代表取締役副社長 副社長執行役員 CTO 経営企画部、事業企画部管掌 技術開発本部、生産本部、海外事業所管	16回/16回（100.0%）
3	増田 昇	再任	取締役 常務執行役員 生産本部長	16回/16回（100.0%）
4	矢原 洋	再任	取締役 常務執行役員 総務部、人事部、労働部所管	13回/13回（100.0%）
5	唐木 剛一	新任	常務執行役員 CFO 経営企画部、事業企画部所管 経理部担当	
6	清水 勇生	新任	常務執行役員 業務本部長	
7	佐藤 昌彦	新任	常務執行役員 技術開発本部長	

（注）候補者矢原 洋氏は、2020年6月26日開催の第118回定時株主総会で選任されたため、取締役会の出席回数が他の取締役と異なります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	美野 哲司 (1957年4月24日生) 取締役会への出席状況 16回/16回 (100.0%)	1980年 4 月 当社入社 2009年 4 月 当社執行役員 2012年 4 月 当社上席執行役員 2013年 4 月 当社常務執行役員 2013年 6 月 当社取締役、常務執行役員 2017年 6 月 当社取締役、専務執行役員 2018年 6 月 当社代表取締役社長、社長執行役員 現在に至る (担当) 監査部担当	88,300株
	取締役候補者とした理由等 主に当社の営業・調達部門の要職を歴任し、2018年6月から代表取締役社長として当社及び当社グループ経営全般を担っております。その経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	むらやま さとる 村山 哲 (1956年10月9日生) 取締役会への出席状況 16回/16回（100.0%）	1980年 4 月 当社入社 2009年 4 月 当社執行役員 2012年 4 月 当社上席執行役員 2013年 4 月 当社常務執行役員 2013年 6 月 当社取締役、常務執行役員 2017年 6 月 当社取締役、専務執行役員 2018年 6 月 当社代表取締役専務取締役、専務執行役員 2019年 4 月 当社代表取締役副社長、副社長執行役員 現在に至る (担当) 経営企画部、事業企画部掌管 技術開発本部、生産本部、海外事業所管	88,200株
	取締役候補者としての理由等 主に当社の技術開発・生産部門の要職を歴任し、2018年6月から代表取締役専務取締役、2019年4月から代表取締役副社長として当社及び当社グループ経営を担っております。その経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	ますだ のぼる 増田 昇 (1959年4月13日生) 取締役会への出席状況 16回/16回（100.0%）	1982年4月 当社入社 2015年4月 当社執行役員 2017年4月 当社上席執行役員 2018年4月 当社常務執行役員 2019年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る (担当) 生産本部長	35,200株
		取締役候補者とした理由等 主に当社の工機・工場部門を経験し、当社の工機事業及び生産業務に関する深い知見と実績を有しております。その経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	やばら ひろし 矢原 洋 (1960年4月7日生) 取締役会への出席状況 13回/13回（100.0%）	1984年4月 当社入社 2014年4月 当社執行役員 2016年4月 当社上席執行役員 2018年4月 当社常務執行役員 2020年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る (担当) 総務部、人事部、労働部所管	43,600株
		取締役候補者とした理由等 主に当社の営業・調達・総務部門を経験し、当社の営業・調達・総務業務に関する深い知見と実績を有しております。その経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 新任	からき たけかず 唐木 剛一 (1962年2月21日生)	1986年4月 当社入社 2009年2月 当社海外事業部長 2015年4月 当社経理部長 2016年4月 当社執行役員 2018年4月 当社上席執行役員 2020年4月 当社常務執行役員 現在に至る (担当) 経営企画部、事業企画部所管 経理部担当	27,300株
		取締役候補者とした理由等 主に当社の海外事業・経理部門を経験し、当社の海外事業・経理業務に関する深い知見と実績を有しております。その経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけるものと判断し、取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 新任	しみず ゆうき 清水 勇生 (1962年6月25日生)	1986年4月 当社入社 2009年10月 当社営業一部長 2011年10月 PT.PK Manufacturing Indonesia 取締役社長 2016年3月 PT.PK Manufacturing Indonesia 取締役社長 退任 2016年4月 当社執行役員 2018年4月 当社上席執行役員 2020年4月 当社常務執行役員 現在に至る (担当) 業務本部長	32,200株
		取締役候補者とした理由等 主に当社の営業・調達部門を経験し、インドネシア子会社の経営に携わる等、営業・調達業務に関する深い知見と実績を有しております。その経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけるものと判断し、取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 新任	さとう まさひこ 佐藤 昌彦 (1962年9月28日生)	1985年 4 月 当社入社 2009年 4 月 当社技術部長 2017年 4 月 当社執行役員 2019年 4 月 当社上席執行役員 2020年 4 月 当社常務執行役員 現在に至る (担当) 技術開発本部長	21,200株
		取締役候補者とした理由等 主に当社の生産技術・技術部門を経験し、当社の技術開発・生産業務に関する深い知見と実績を有しております。その経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけるものと判断し、取締役候補者としております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役、当社執行役員、国内・海外関係会社役員（PK U.S.A.,INC.を除く。）を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。
- ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- 各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

役員賞与支給の件

当期の国内及び海外のトラック・建設機械需要は、新型コロナウイルス蔓延の影響により大きく減少いたしました。これにより当社国内外グループの各拠点においても上半期においては生産調整や稼働停止を余儀なくされるなど、生産活動に大きな影響を受けました。このような状況のもと、当社グループにおいては、生産変動に柔軟に対応するとともにコスト低減・合理化活動等に取り組み、収益の向上に努めてまいりました。これらの収支対策と下半期からのトラック・建設機械需要の回復等により、通期業績において親会社株主に帰属する当期純利益を確保いたしました。

役員賞与といたしましては、当期の事業環境及び業績等を勘案して、当期末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）7名に対し、役員賞与総額65百万円を支給したいと存じます。なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

当社の取締役報酬額につきましては、2016年6月29日開催の第114回定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、本議案は、かかる年額報酬額とは別枠でご承認をお願いするものであります。

本議案につきましては、委員の半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえて、取締役会が決定しております。

なお、当社は、「取締役の報酬等に係る決定方針」（事業報告25～26頁ご参照）について、指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえて、2021年2月23日開催の取締役会において決議いたしておりますが、取締役会は本議案については当該方針の内容に沿うものであり、相当であると判断しております。

また、監査等委員会における検討の結果、本議案について妥当である旨の意見を得ております。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内及び海外のトラック・建設機械需要は、新型コロナウイルス蔓延の影響等により大きく減少しました。これにより当社国内外グループの各拠点においても上半期においては生産調整や稼働停止を余儀なくされるなど、生産活動に大きな影響を受けました。

このような状況のもと、当社グループにおいては、生産変動に柔軟に対応するとともにコスト削減・合理化活動等に取り組み、収益の向上に努めてまいりました。

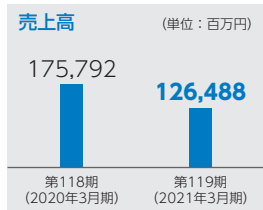
以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,537億25百万円（前年同期比25.1%減）となり、営業利益は47億64百万円（前年同期比36.1%減）、経常利益は50億13百万円（前年同期比31.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億89百万円（前年同期比60.1%減）となりました。

	第118期 (2020年3月期)	第119期 (2021年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	205,292	153,725	51,567減	25.1%減
営業利益	7,459	4,764	2,694減	36.1%減
経常利益	7,339	5,013	2,325減	31.7%減
親会社株主に帰属する当期純利益	3,728	1,489	2,238減	60.1%減

セグメント別の業績は次のとおりであります。

自動車関連事業

売上高
126,488百万円
(前年同期比28.0%減)



(自動車関連事業)

当セグメントにおける国内及び海外の事業環境及び業績は次のとおりであります。

【国内】

普通トラックの国内需要は前年同期比6.0千台減の85.9千台、小型トラックの国内需要は前年同期比17.3千台減の86.0千台となり、輸出は普通トラック・小型トラック合わせて前年同期に比べ減少したこと等により、国内の売上高は前年同期に比べ減少しました。

【タイ】

1トンピックアップトラックの国内需要・輸出は回復基調にあるものの、当第2四半期までの国内需要・輸出の大幅な減少等により、TSPKグループの売上高は前年同期に比べ減少しました。

【米国】

ピックアップトラック・SUVの国内需要は回復基調にあるものの、当第2四半期までの国内需要の大幅な減少等により、PK U.S.A.,INC.の売上高は前年同期に比べ減少しました。

【インドネシア】

PT.PK Manufacturing Indonesiaの売上高は新規立ち上げ・受注範囲の拡大等があったものの、商用車需要の減少等により、前年同期に比べ減少しました。

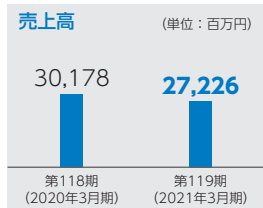
【スウェーデン】

PRESS KOGYO SWEDEN ABの売上高は商用車需要の減少等により、前年同期に比べ減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,264億88百万円（前年同期比28.0%減）となり、セグメント利益は69億77百万円（前年同期比32.7%減）となりました。

建設機械関連事業

売上高
27,226百万円
(前年同期比9.8%減)



(建設機械関連事業)

当セグメントにおける国内及び海外の事業環境及び業績は次のとおりであります。

【国内】

油圧ショベルの北米・欧州向け需要は回復基調にあるものの、当第2四半期までの需要の大幅な減少等により、国内の売上高は前年同期に比べ減少しました。

【中国】

蘇州普美駕駛室有限公司 (PM CABIN MANUFACTURING CO.,LTD.) 及び普莱斯工業小型駕駛室 (蘇州) 有限公司 (PRESS KOGYO MINI CABIN (SUZHOU) CO.,LTD.) の売上高は、国内の建設機械全体の需要拡大等があったものの、地場メーカーのシェア拡大により、前年同期と同水準となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は272億26百万円（前年同期比9.8%減）となり、セグメント利益は9億50百万円（前年同期比24.0%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を可能とするため、当社は株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行並びに株式会社横浜銀行と総額115億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

関係会社においては、米国子会社PK U.S.A.,INC.において、32百万ドルの貸出コミットメント契約を主要取引金融機関との間で締結しております。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施しました当社グループの設備投資の総額は81億75百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

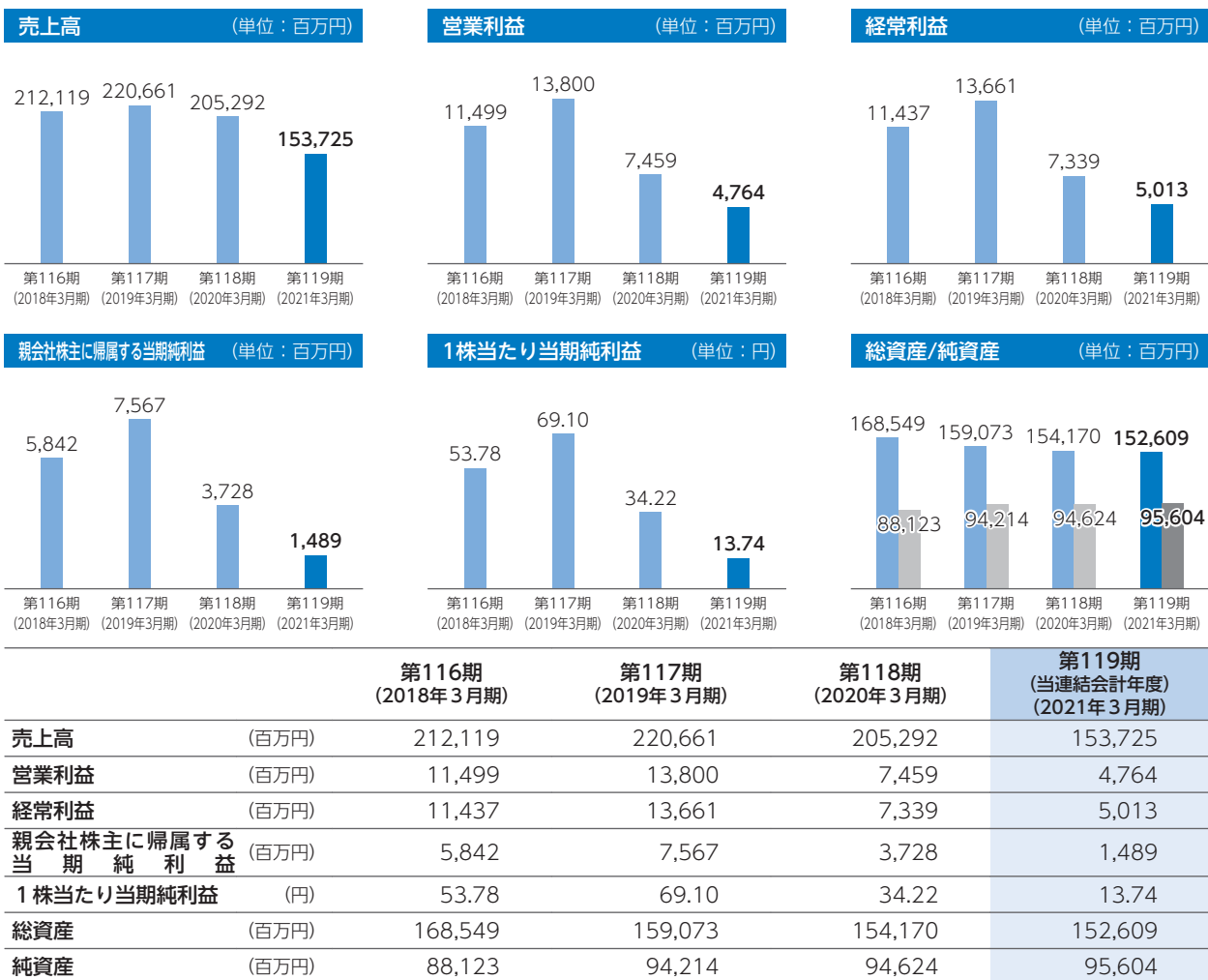
当社宇都宮工場	プレス加工附帯設備
当社藤沢工場	アクスル組立附帯設備
THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.	フレーム組立附帯設備

② 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の撤去、売却

当社尾道工場	車両組立附帯設備
PK U.S.A.,INC.	アクスル組立附帯設備

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

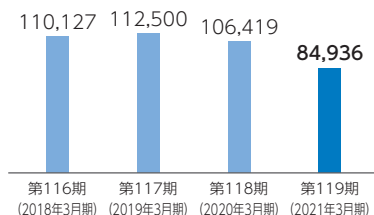
① 企業集団の財産及び損益の状況の推移



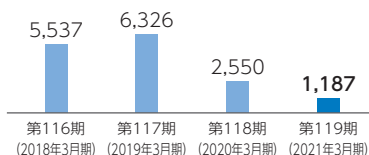
(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

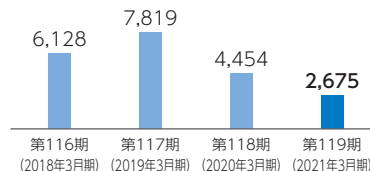
売上高 (単位：百万円)



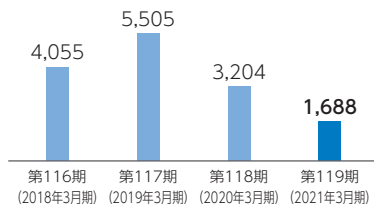
営業利益 (単位：百万円)



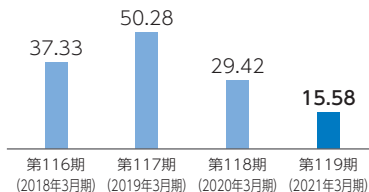
経常利益 (単位：百万円)



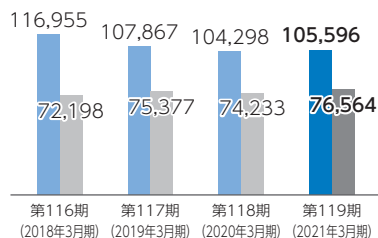
当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



		第116期 (2018年3月期)	第117期 (2019年3月期)	第118期 (2020年3月期)	第119期 (当期) (2021年3月期)
売上高	(百万円)	110,127	112,500	106,419	84,936
営業利益	(百万円)	5,537	6,326	2,550	1,187
経常利益	(百万円)	6,128	7,819	4,454	2,675
当期純利益	(百万円)	4,055	5,505	3,204	1,688
1株当たり当期純利益	(円)	37.33	50.28	29.42	15.58
総資産	(百万円)	116,955	107,867	104,298	105,596
純資産	(百万円)	72,198	75,377	74,233	76,564

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により計算しております。

(5) 対処すべき課題

全世界で蔓延状態が継続している新型コロナウイルス感染症は、未だ収束が見通せない状況であり、当社グループでは、今後も徹底した感染対策を講じつつ、円滑な企業活動・生産体制を維持してまいります。

また、世界的な半導体の需給逼迫は自動車業界に大きな影響をもたらしています。自動車メーカー各社においては、稼働停止・生産調整を余儀なくされており、当社グループの生産活動への影響と今後の供給体制回復について引き続き注視し、対応してまいります。

世界ではパリ協定に基づくカーボンニュートラルに向けた動きに拍車がかかり、日本においても2050年の実現を目指して様々な取り組みが始まっております。自動車業界ではEV/FCV化が加速し、CASE関連技術の導入に向けて業界全体が大きな変革期を迎えております。

このような事業環境の変化が著しい時代を乗り越え成長していくために、当社グループは「質」重視の経営を掲げ、2019～2023年度中期経営計画を策定し取り組んでおります。

新たに制定した「ビジョン・ミッション・バリュー」のもと、様々な事業環境の変化に対するハードルの高い課題に、新しい視点で発想して挑戦し、新しい価値を創造する企業グループを目指してまいります。

本中期経営計画においては、強靱な経営体質の構築、コア商品であるフレーム・アクスル・建設機械用キャビンの商品力向上、そして商権維持拡大と新規事業推進を中計課題の柱として取り組んでおります。

①強靱な経営体質・経営基盤の構築

ものづくりの基本である安全・5S・設備保全や技能伝承を狙いとした「ものづくり意識改革活動」は、企業文化として定着させるべく、人材育成にもつながる独自の仕組みを導入するなど、継続的・計画的に取り組んでおります。

生産ボリュームの変動に対し柔軟で安定した生産を維持する体制づくり、スタッフ部門を含めた全社横断的な業務改善活動、新型コロナウイルス感染症をきっかけとした新しい働き方や雇用政策の変化に対する制度の見直しなどを推進しております。

また、脱炭素社会の実現に向けて、事業活動全般における取り組みが不可欠であり、更には地域社会への貢献も実行計画に含めて策定し、着実に推進してまいります。

②コア商品の商品力向上・競争力強化

自動車部品では、次世代モデルやEV/FCV化に向けた開発が大きく進む中、当社グループのコア商品においては、軽量化、高強度化、多機能化、塗装性能向上など、商品力向上につながる開発提案に取り組んでおります。

建設機械用キャビンでは、視界性向上などの機能向上や新機能を織り込んだ当社オリジナルキャビンの開発を進めております。

建設機械用キャビン専門工場の尾道工場においては、全体ライン再編や構内物流最適化による競争力の強化に取り組んでおります。

また、実用化に向けた新技術・新工法の研究開発、生産ライン自動化・効率化や品質保証力強化へのデジタル技術活用など、ものづくりを更に進化させ、専門メーカーとしての競争力を高めてまいります。

③コア商品の商権維持拡大・新規事業

将来の国内需要は、ドライバー不足、モータールシフト、人口減少などにより縮小傾向とみられ、世界需要もコロナ前の水準に戻るには数年かかると言われてしています。更に自動車メーカーの再編やEV/FCV化の加速など、業界全体が大きな変革期に突入しております。

自動車部品事業においては、顧客ニーズを踏まえた提案力を武器にコア商品の価値向上を図り、商権維持拡大に向けて取り組んでおります。

建設機械用キャビンにおいては、小型～大型まで様々なサイズの油圧ショベルに向けて開発提案を行い、着実にシェア拡大を図っております。更には油圧ショベル以外の建設機械向けや農機・産機向けなど、拡販活動を推進しております。

また、独自技術の応用展開として新規事業にも積極的に挑戦してまいります。

当社を取り巻く事業環境見通しを踏まえ、2024年3月期の経営目標値を下記のとおり見直いたします。

	現行目標	見直し
営業利益率	6%	(6%) ※1 7% ※2
ROE	9%	7%
総還元性向	25% (5ヶ年平均)	35%以上

※1 収益認識基準適用前

※2 収益認識基準適用後

株主の皆様におかれましては、引き続き当社グループの経営にご理解をいただき、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金及び出資金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社協和製作所	100百万円	100.00	自動車部品・建設機械用部品の製造
尾道プレス工業株式会社	15 //	83.33	自動車部品・建設機械用部品の製造
鋳金工業株式会社	25 //	100.00	自動車部品の製造
株式会社テフモ	20 //	100.00	自動車部品の設計
PKロジスティックス株式会社	32 //	100.00	自動車部品の運送
株式会社ピーケーシー	50 //	100.00	資材の販売
株式会社ピーケーサービス	100 //	100.00	福利厚生サービス
PK U.S.A.,INC.	49千米ドル	100.00	自動車部品の製造
OCEAN STREAM ENTERPRISE,INC.	400 //	100.00	福利厚生サービス
PRESS KOGYO SWEDEN AB	45,000キスウェーデンクローネ	100.00	自動車部品・農業機械用部品の製造
THAI SUMMIT PKK CO.,LTD.	300,000千タイバーツ	50.00	自動車部品の製造
THAI SUMMIT PKK ENGINEERING CO.,LTD.	50,000 //	50.00	金型の製造
THAI SUMMIT PKK BANGPAKONG CO.,LTD.	100,000 //	50.00	自動車部品の製造
THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.	700,000 //	50.00	自動車部品の製造
蘇州普美駕駛室有限公司 (PM CABIN MANUFACTURING CO.,LTD.)	6,000千米ドル	100.00	建設機械用部品の製造
普萊斯冲圧部件（蘇州）有限公司 (PK MANUFACTURING (SUZHOU) CO.,LTD.)	13,100 //	100.00	建設機械用部品の製造
普萊斯工業小型駕駛室（蘇州）有限公司 (PRESS KOGYO MINI CABIN (SUZHOU) CO.,LTD.)	17,000 //	100.00	建設機械用部品の製造
必可喜貿易（蘇州）有限公司 (PKC (SUZHOU) CO.,LTD)	2,100 //	100.00	資材の販売
PT. PK Manufacturing Indonesia	30,000 //	65.00	自動車部品・建設機械用部品の製造

(注) 当社の議決権比率には、子会社を通じた間接所有分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業内容	主要製品
自動車関連事業	フレーム、アクスルハウジング、アクスルユニット、パネル、プレス用金型、自動溶接機器、その他の自動車部品等
建設機械関連事業	建設機械用キャビン、その他の建設機械用部品
その他	建築関連部品、立体駐車装置等

(注) 商用車組立につきましては、2020年8月31日付での生産終了に伴い、主要製品から除外しております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

会社名	主要な営業所及び工場
プレス工業株式会社 (当社)	本社・川崎工場 (神奈川県川崎市川崎区) 横浜事務所 (神奈川県横浜市西区) 宇都宮工場 (栃木県下野市) 埼玉工場 (埼玉県川越市) 藤沢工場 (神奈川県藤沢市) 尾道工場 (広島県尾道市)
株式会社協和製作所	本社・真岡工場 (栃木県真岡市) 小山工場 (栃木県栃木市)
尾道プレス工業株式会社	本社・工場 (広島県尾道市)
鈑金工業株式会社	本社・工場 (神奈川県藤沢市)
株式会社テクモ	本社 (神奈川県藤沢市)
PKロジスティックス株式会社	本社・川崎営業所 (神奈川県川崎市川崎区) 藤沢営業所 (神奈川県藤沢市) 埼玉営業所 (埼玉県川越市) 宇都宮営業所 (栃木県下野市) 栃木営業所 (栃木県真岡市)
株式会社ピーケーシー	本社・営業所 (東京都大田区) 尾道営業所 (広島県尾道市)
株式会社ピーケーサービス	本社・藤沢事業所 (神奈川県藤沢市) 川崎事業所 (神奈川県川崎市川崎区)
PK U.S.A.,INC.	本社・インディアナ工場 (米国インディアナ州シェルビービル市) テネシー工場 (米国テネシー州ギャラティン市) ミシシッピ工場 (米国ミシシッピ州セナトビア市)

会社名	主要な営業所及び工場
OCEAN STREAM ENTERPRISE,INC.	本社・営業所（米国インディアナ州シェルビービル市）
PRESS KOGYO SWEDEN AB	本社・工場（スウェーデン王国オスカーハム市）
THAI SUMMIT PKK CO.,LTD.	本社・工場（タイ王国チョンブリ県）
THAI SUMMIT PKK ENGINEERING CO.,LTD.	本社・工場（タイ王国チョンブリ県）
THAI SUMMIT PKK BANGPAKONG CO.,LTD.	本社・工場（タイ王国チョンブリ県）
THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.	本社・工場（タイ王国ラヨン県）
蘇州普美駕駛室有限公司	本社・工場（中華人民共和国江蘇省蘇州市）
普萊斯冲压部件（蘇州）有限公司	本社・工場（中華人民共和国江蘇省蘇州市）
普萊斯工業小型駕駛室（蘇州）有限公司	本社・工場（中華人民共和国江蘇省蘇州市）
必可喜貿易（蘇州）有限公司	本社（中華人民共和国江蘇省蘇州市）
PT. PK Manufacturing Indonesia	本社・工場（インドネシア共和国西ジャワ州カラワン県）

(9) 使用人の状況 （2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
6,026名	632名減

（注）使用人数には、季節工、派遣社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,832名	86名減	40.8歳	19.4年

（注）使用人数には、季節工、派遣社員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 （2021年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	3,973
株式会社みずほ銀行	3,270

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

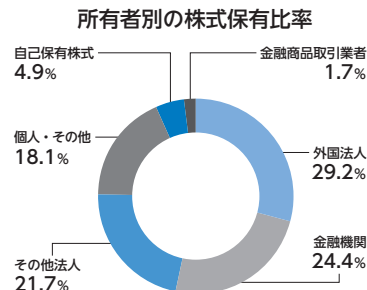
2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 240,000,000株

(2) 発行済株式の総数 114,009,770株

(3) 株主数 7,808名

(4) 大株主（上位10位）



株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
いすゞ自動車株式会社	10,151	9.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,504	6.92
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	6,207	5.73
日鉄物産株式会社	5,020	4.63
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,653	4.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227	3,566	3.29
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	3,300	3.04
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVIO1	2,411	2.22
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,403	2.22
プレス工業従業員持株会	2,386	2.20

(注) 1. 上記のほか、当社が保有している自己株式が、5,609,495株あります。
2. 持株比率は自己株式保有総数を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	美野哲司	社長執行役員、CEO 監査部担当
代表取締役副社長	むらやま さとる 村山 哲	副社長執行役員、CTO 経営企画部、事業企画部管掌 技術開発本部、生産本部、海外事業所管
取締役	おみなみ かず ひこ 尾 浪 和 彦	専務執行役員、CFO 経理部、総務部、人事部、労働部所管
取締役	なかやま たかし 中 山 隆 史	専務執行役員 業務本部長 (重要な兼職の状況) 蘇州普美駕駛室有限公司 董事長 普萊斯冲圧部件 (蘇州) 有限公司 董事長 普萊斯工業小型駕駛室 (蘇州) 有限公司 董事長
取締役	えんどう のり あき 遠 藤 徳 明	専務執行役員 技術開発本部長 (重要な兼職の状況) 尾道プレス工業株式会社 代表取締役社長
取締役	やはら ひろし 矢 原 洋	常務執行役員 総務部、人事部、労働部担当
取締役	ますだ のぶる 増 田 昇	常務執行役員 生産本部長、工機工場長
取締役 (常勤監査等委員)	さかのの まさ のり 坂 野 正 典	
取締役 (監査等委員)	やまね やすお 山 根 八 洲 男	
取締役 (監査等委員)	なか がわ おさむ 中 川 治	(重要な兼職の状況) 公認会計士中川治事務所 所長 公認会計士・税理士 税理士法人NY Accounting Partners 統括代表社員 東光監査法人 代表社員 メディカル・データ・ビジョン株式会社 監査役 株式会社アクセスグループ・ホールディングス 社外監査役 ほけんの窓口グループ株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	ふるさと けん じ 古 里 健 治	(重要な兼職の状況) 東京富士法律事務所 弁護士 日本大学法科大学院教授
取締役 (監査等委員)	あんどう とも こ 安 藤 知 子	(重要な兼職の状況) 関西ペイント株式会社 社外取締役

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- ①2020年6月26日開催の第118回定時株主総会において、新たに矢原 洋氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）、坂野正典氏が監査等委員である取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- ②2020年6月26日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）池田裕彦氏及び監査等委員である取締役星野克行氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 監査等委員である取締役山根八洲男氏、中川 治氏、古里健治氏及び安藤知子氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役中川 治氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役古里健治氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 情報収集その他監査の実務性を高め、監査・監督機能を強化するために坂野正典氏を常勤監査等委員として選定しております。坂野正典氏は、金融機関における国内外での長年の経験があり、また、当社資金部長として財務・経理部門を中心に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役、当社執行役員、国内・海外関係会社役員（PK U.S.A., INC.を除く。）であり、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	284	219	65	8
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	49 (28)	49 (28)	－ (－)	6 (4)
合 計 (うち社外取締役)	333 (28)	268 (28)	65 (－)	14 (4)

(注) 1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の業績連動報酬（役員賞与）は、2021年6月29日開催の第119回定時株主総会において付議を予定しております。
3. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり年間配当金等であり、当該業績指標を選定した理由は、株価を意識した経営を行うとともに、企業価値向上に向けたインセンティブとするためであります。業績連動報酬等の額の算定方法については、指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を踏まえて、役位及び個人ごとの貢献度を勘案のうえ支給の配分を代表取締役社長に一任し決定しております。なお、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は1（4）直近3事業年度の財産及び損益の状況に、当事業年度を含む1株当たり年間配当金の推移は株主総会参考書類第1号議案「剰余金処分の件」に記載のとおりであります。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第114回定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名であります。また、当該年額報酬とは別枠で、役員賞与として2021年6月29日開催の第119回定時株主総会において役員賞与総額65百万円の付議を予定しております。当該役員賞与の対象取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名を予定しております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第114回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）であります。

③ 取締役の報酬等に係る決定方針

イ. 取締役の報酬等に係る決定方針の決定方法

取締役の報酬等に係る決定方針（以下「決定方針」という）の決定にあたりましては、委員の半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を踏まえて2021年2月23日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

ロ. 決定方針の内容の概要

<役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項>

当社は、業務執行取締役・非業務執行取締役・監査等委員である取締役の別に次のとおり役員の報酬等の方針を定める。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、事業年度ごとに、委員の半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会における審議及び監査等委員会における意見決定を通じて、客観性・透明性の確保をはかるものとする。

＜業務執行取締役の報酬等＞

- 1 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬（役員賞与等）の割合を考慮のうえ、決定する。併せて、現金報酬・自社株報酬の適切な割合についても考慮するものとする。
- 2 個々の業務執行取締役の報酬等の配分については、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会が代表取締役社長に一任し決定する。

＜非業務執行取締役の報酬等＞

- 1 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、非業務執行取締役の報酬等は、経営から独立した立場で助言・監督を行うため、独立性確保の観点から、固定報酬のみとする。
- 2 個々の非業務執行取締役の報酬等の配分については、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会が代表取締役社長に一任し決定する。

＜監査等委員である取締役の報酬等＞

- 1 当社の監査等委員である取締役の報酬等は、監査業務及び業務執行の監督等、その職務の適正性を確保する観点から、固定報酬のみとする。
- 2 個々の監査等委員である取締役の報酬等の配分については、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員の協議により決定する。

＜固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針＞

固定報酬については、役位ごとに定める基本報酬をベースとして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については報酬限度額：年額4億円（2016年6月29日開催の第114回定時株主総会にて決議）、監査等委員である取締役については、報酬限度額：年額60百万円（2016年6月29日開催の第114回定時株主総会にて決議）の範囲内で決定のうえ月額で支給することとする。

＜業績連動報酬等の算定方法の決定に関する方針及びその個人別の報酬等の決定に関する方針＞

事業年度ごとに、業務執行取締役に対する業績連動型報酬として役員賞与の支給を検討し、支給する場合は取締役会にて定時株主総会への付議内容（対象取締役及び役員賞与総額等）を決定する。

役員賞与については、定時株主総会ごとに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額：年額4億円（2016年6月29日開催の第114回定時株主総会で決議）とは別枠で決議することとする。

役員賞与総額については、事業年度ごとの業績等を勘案することとするが、役員賞与に係る主な参考指標は親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり年間配当金等とする。また、対象取締役については、役位及び個人ごとの貢献度を勘案のうえ支給することとする。

なお、当社は、中長期的な業績に連動する報酬や自社株報酬を導入していないが、業務執行取締役の全員が役員持株会を通じて自社株を購入することとする。これにより、株主の皆様と利害を共有し、株価を意識した経営を行うとともに、企業価値向上に向けたインセンティブとすることとする。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役の報酬等に係る決定方針について指名・報酬委員会への諮問を行っており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等の内容が決定されていることから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長美野哲司氏が個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の役員賞与の配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の貢献度の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役の報酬等に係る決定方針について指名・報酬委員会への諮問を行っており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役中川 治氏は、公認会計士・税理士であり、公認会計士中川治事務所の所長、税理士法人NY Accounting Partnersの統括代表社員及び東光監査法人の代表社員であります。当社とこれらの法人との間には、特別な利害関係はありません。

監査等委員である取締役古里健治氏は、東京富士法律事務所の弁護士及び日本大学法科大学院教授であります。当社とこれらの法人との間には、特別な利害関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役中川 治氏は、メディカル・データ・ビジョン株式会社の監査役、株式会社アクセスグループ・ホールディングスの社外監査役及びほけんの窓口グループ株式会社の社外監査役を兼務しております。当社とこれらの法人との間には、特別な利害関係はありません。

監査等委員である取締役安藤知子氏は、関西ペイント株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と同社との間には、塗装仕入の取引関係がありますが、当連結会計年度における取引額は当社連結売上高の0.2%未満、同社連結売上高の0.1%未満と僅少であり、また、同社は当社株式を保有しておりますが、その持株比率は当社発行済株式総数の0.1%未満と僅少であります。

③ 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会		監査等委員会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査等委員である取締役 山根 八洲男	16回／16回	100%	12回／12回	100%
監査等委員である取締役 中川 治	16回／16回	100%	12回／12回	100%
監査等委員である取締役 古里 健治	16回／16回	100%	12回／12回	100%
監査等委員である取締役 安藤 知子	15回／16回	93.7%	11回／12回	91.6%

・取締役会及び監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

監査等委員である取締役山根八洲男氏は、大学教授としての経験と豊富な見識から意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、委員の半数以上を社外取締役に構成する指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会の全て（3回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

監査等委員である取締役中川 治氏は、公認会計士・税理士として財務・会計等の専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、委員の半数以上を社外取締役に構成する指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会の全て（3回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

監査等委員である取締役古里健治氏は、弁護士として主に法令や定款に係る見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、委員の半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会の全て（３回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

監査等委員である取締役安藤知子氏は、外資系の企業においてブランドマーケティングと戦略人事に関する経験等を積み、グローバル企業における豊富な知識と高い見識から意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、委員の半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会の全て（３回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(ご参考)

独立社外取締役選任基準

第1条 (目的)

本基準は、当社のコーポレートガバナンス体制の強化・充実のため、経営陣・支配株主等から独立した立場の社外取締役を選任する場合の基準について定義するものである。

第2条 (独立性に関する基準)

次のいずれかの項目に該当する場合、独立性を有さないものとする。

1. 当社グループの業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。以下同じ。）
2. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要取引先
直近3事業年度における当社グループとの取引額が、当社又は当該取引先の連結売上高の2%を1事業年度でも超えた場合をいう。但し、当社取引先協会の加入企業は、取引額の多寡に関わらず全て主要取引先とする。
 - (2) 当社グループの主要借入先
直近3事業年度末時点での当社グループにおける借入残高が、当社グループの連結総資産額又は借入先の連結総資産額の2%を1事業年度でも超えた場合をいう。
 - (3) 当社の大株主
直近3事業年度において、1事業年度でも保有株式数上位10位以内であった場合をいう。
3. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額（直近3事業年度における平均支払額が1,000万円以上の場合をいう。）の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
5. 当社グループの幹事証券会社の業務執行者
6. 当社グループの株式持合先の業務執行者
7. 当社グループの業務執行者が現在又は過去3年以内に他の会社において社外役員に就任している又は就任していた場合における当該他の会社の業務執行者
8. 過去3年間に於いて上記2～6のいずれかに該当していた者
9. 上記1～7のいずれかに該当する者の二親等以内の親族
10. 上記1～9に関わらず、当社及び一般株主と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

第3条 (改廃機関)

本基準の改廃は、総務部が起案し、取締役会の決議により行う。

以 上

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	66
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66

- (注) 1. 有限責任 あずさ監査法人は、KPMGメンバーファームであり、当社の海外における一部の重要な連結子会社の会計監査を、KPMGメンバーファームが行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、収益認識基準に関する適用支援業務及び監査上の主要な検討事項（KAM）に関する適用支援業務及び社内研修業務等への対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該決定に基づき株主総会の目的事項とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合及び会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分その他監督官庁からの処分を受けた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、選定監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、企業グループとして経営の健全性を維持し企業価値を高めていくために、プレス工業グループ『ビジョン』を制定しております。

プレス工業グループビジョン
「私たちだからできる」と誇れる仕事を通して
世の中になくはない存在として
全てのステークホルダーと共に成長し続けます

業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）の整備については、その実現のために重要な課題であるとの認識のもと、以下のとおり基本方針を定め必要な施策を実施しております。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① プレス工業グループ「ビジョン」及び「倫理規定」を、取締役及び使用人に周知徹底する。
- ② 監査部門は、内部統制の整備状況とともに、業務執行の法令及び定款への適合状況を監査し、全取締役で構成する内部統制委員会へ報告する。
- ③ 内部統制委員会は、内部統制の運営状況に関する報告を受けて業務執行の法令及び定款への適合状況を監視する。
- ④ グループ従業員が直接相談・連絡できる「ホットライン制度（内部通報制度）」により、社内での違法行為や倫理違反などを抑止し、不祥事の未然防止をはかる。

（2）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 現在導入している執行役員制の充実により、引き続き経営の効率化と業務執行の迅速化をはかる。
- ② 常勤執行役員及び常勤監査等委員で構成する経営会議において重要な業務執行に関する審議を行い、取締役会決議事項については取締役会において審議決定する。
- ③ 中期経営計画を策定して、達成すべき目標を明確にし、経営資源の効率的活用をはかる。

（3）損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 内部統制委員会は、各部門のリスクを把握し、リスクの評価及び対応方法の決定を行う。
- ② 各部門は、規定・基準・ルール等を整備し、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、監査部門は、定期的にリスク管理の状況を監査し、内部統制委員会に報告する。
- ③ 製品品質、安全衛生、環境、防災等に関するリスクは、それぞれ経営会議下部組織である各委員会で管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・社内規定に基づき、取締役の職務執行に係る、重要な意思決定及び報告に関する文書の保存及び管理を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 内部統制委員会の定める整備計画に基づき、当社各部門及び各子会社がそれぞれ内部統制の構築をはかる。当社の監査部門は当社の各部門及び各子会社の定期的監査を実施し、内部統制の状況を内部統制委員会に報告する。
- ② 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、当社の子会社管理統括部門が各部門と連携して、当社の子会社を管理する。
- ③ 当社は、子会社の自主性・独立性を尊重しつつ、子会社の重要事項については適宜報告を受け、また、重要案件については適宜協議を行う。
- ④ 各子会社は、それぞれの会社に関するリスクの管理を行い、当社の監査部門は、定期的に関リスク管理の状況を監査し、内部統制委員会に報告する。
- ⑤ 子会社の業務については主管部署が管理指導するとともに、各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣して業務の適正を確保する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事については、代表取締役と監査等委員会が意見交換を行い決定する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会が指示した補助業務については、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生又は発生する恐れがあるときは、監査等委員会に報告する。具体的な報告事項については、代表取締役と監査等委員会が協議する。

- ② 監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- ③ 監査部門は、定期的に監査の結果を常勤監査等委員に報告する。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をした場合や、外部専門家の助言を受けること等を求めた場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務に必要がないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理・負担する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤監査等委員は、経営会議などの重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ② 監査等委員会と監査部門及び会計監査人が連携して、効果的な監査業務の遂行をはかる。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関して、監査部門が、内部統制の整備状況、業務執行の法令及び定款への適合状況、各部門・各子会社のリスク管理の状況を確認し、内部統制委員会に報告しております。また、この結果判明した問題点は、是正・改善措置を行い、より適切な内部統制システムの構築及び運用に努めております。

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 内部統制委員会を4回開催し、内部統制及びリスク管理に関する年度計画、並びにその進捗状況に関する審議等を行いました。また、同委員会にて、「不祥事発覚時における対応・公表ガイドライン」を、関係会社に対しては「不正・不祥事、ハラスメント報告ガイドライン」を制定いたしました。
- ② 「ホットライン制度（内部通報制度）」は、社内外に受付窓口を設置しており、前年度の携行用カード配付や掲示用ポスター刷新に加え、当年度もグループ社内報への掲載により、従業員への周知を図りました。また、相談・通報内容には「ホットライン規定」に基づき対応いたしました。
- ③ 不正リスクに関するグループ全体の認識や理解を深める目的で、社外講師を招聘した研修会を、2020年12月に関係子会社を含む役員に対して、2021年2月と3月に部長に対して、それぞれ開催いたしました。
- ④ 常勤監査等委員は経営会議に出席するとともに、監査等委員会において他の監査等委員と、経営会議の内容に関する情報共有を行いました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	68,950
現金及び預金	17,151
受取手形及び売掛金	34,360
商品及び製品	1,381
仕掛品	12,644
原材料及び貯蔵品	1,748
未収還付法人税等	10
その他	1,653
固定資産	83,658
有形固定資産	71,800
建物及び構築物	11,499
機械装置及び運搬具	17,127
工具、器具及び備品	6,398
土地	32,223
建設仮勘定	4,550
無形固定資産	637
投資その他の資産	11,221
投資有価証券	6,047
繰延税金資産	636
退職給付に係る資産	3,571
その他	1,042
貸倒引当金	△76
資産合計	152,609

科目	金額
負債の部	
流動負債	41,709
支払手形及び買掛金	20,707
電子記録債務	3,468
短期借入金	7,213
リース債務	22
未払法人税等	366
賞与引当金	2,637
役員賞与引当金	77
その他	7,216
固定負債	15,295
長期借入金	2,571
リース債務	241
繰延税金負債	1,870
再評価に係る繰延税金負債	7,601
退職給付に係る負債	2,115
環境対策引当金	205
資産除去債務	404
その他	284
負債合計	57,005
純資産の部	
株主資本	68,466
資本金	8,070
資本剰余金	2,074
利益剰余金	59,941
自己株式	△1,619
その他の包括利益累計額	20,477
その他有価証券評価差額金	1,561
土地再評価差額金	17,255
為替換算調整勘定	629
退職給付に係る調整累計額	1,031
非支配株主持分	6,660
純資産合計	95,604
負債純資産合計	152,609

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金額
売上高	153,725
売上原価	136,461
売上総利益	17,263
販売費及び一般管理費	12,499
営業利益	4,764
営業外収益	498
受取利息	22
受取配当金	138
固定資産賃貸料	70
為替差益	91
助成金収入	69
その他	104
営業外費用	249
支払利息	207
コミットメントフィー	28
その他	12
経常利益	5,013
特別利益	20
固定資産売却益	19
保険差益	1
特別損失	2,088
固定資産除却損	187
固定資産売却損	0
減損損失	73
環境対策引当金繰入額	179
新型コロナウイルス感染症に関する損失	1,646
税金等調整前当期純利益	2,945
法人税、住民税及び事業税	1,156
法人税等調整額	△70
当期純利益	1,859
非支配株主に帰属する当期純利益	370
親会社株主に帰属する当期純利益	1,489

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	40,789
現金及び預金	12,208
受取手形	2,095
売掛金	20,373
仕掛品	4,325
原材料及び貯蔵品	819
前払費用	81
その他	885
固定資産	64,807
有形固定資産	42,796
建物	3,831
構築物	468
機械及び装置	6,788
車両運搬具	37
工具、器具及び備品	1,079
土地	29,126
建設仮勘定	1,465
無形固定資産	447
ソフトウェア	442
その他	5
投資その他の資産	21,563
投資有価証券	5,761
関係会社株式	7,917
関係会社出資金	4,319
関係会社長期貸付金	1,366
前払年金費用	2,085
その他	188
貸倒引当金	△76
資産合計	105,596

科目	金額
負債の部	
流動負債	19,809
支払手形	6
買掛金	9,408
電子記録債務	3,464
リース債務	5
未払金	290
未払費用	1,224
未払法人税等	136
前受金	17
預り金	2,737
賞与引当金	1,569
役員賞与引当金	65
その他	884
固定負債	9,222
リース債務	28
繰延税金負債	525
再評価に係る繰延税金負債	7,601
退職給付引当金	526
環境対策引当金	205
資産除去債務	333
その他	2
負債合計	29,032
純資産の部	
株主資本	57,789
資本金	8,070
資本剰余金	2,074
資本準備金	2,074
その他資本剰余金	0
利益剰余金	49,263
利益準備金	25
その他利益剰余金	49,238
固定資産圧縮積立金	21
別途積立金	11,000
繰越利益剰余金	38,217
自己株式	△1,619
評価・換算差額等	18,775
その他有価証券評価差額金	1,519
土地再評価差額金	17,255
純資産合計	76,564
負債純資産合計	105,596

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	84,936
売上原価	77,587
売上総利益	7,348
販売費及び一般管理費	6,161
営業利益	1,187
営業外収益	1,540
受取利息	19
受取配当金	1,259
固定資産賃貸料	96
為替差益	142
その他	22
営業外費用	51
支払利息	16
コミットメントフィー	28
その他	6
経常利益	2,675
特別利益	3
固定資産売却益	2
保険差益	1
特別損失	317
固定資産除却損	45
減損損失	73
環境対策引当金繰入額	179
新型コロナウイルス感染症に関する損失	18
税引前当期純利益	2,362
法人税、住民税及び事業税	705
法人税等調整額	△31
当期純利益	1,688

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

プレス工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	開内啓行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩瀬弘典 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、プレス工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プレス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

プレス工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	開 内 啓 行 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	岩 瀬 弘 典 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プレス工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

プレス工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	坂 野 正 典	㊞
監 査 等 委 員	山 根 八洲男	㊞
監 査 等 委 員	中 川 治	㊞
監 査 等 委 員	古 里 健 治	㊞
監 査 等 委 員	安 藤 知 子	㊞

(注) 監査等委員山根 八洲男、中川 治、古里 健治及び安藤 知子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

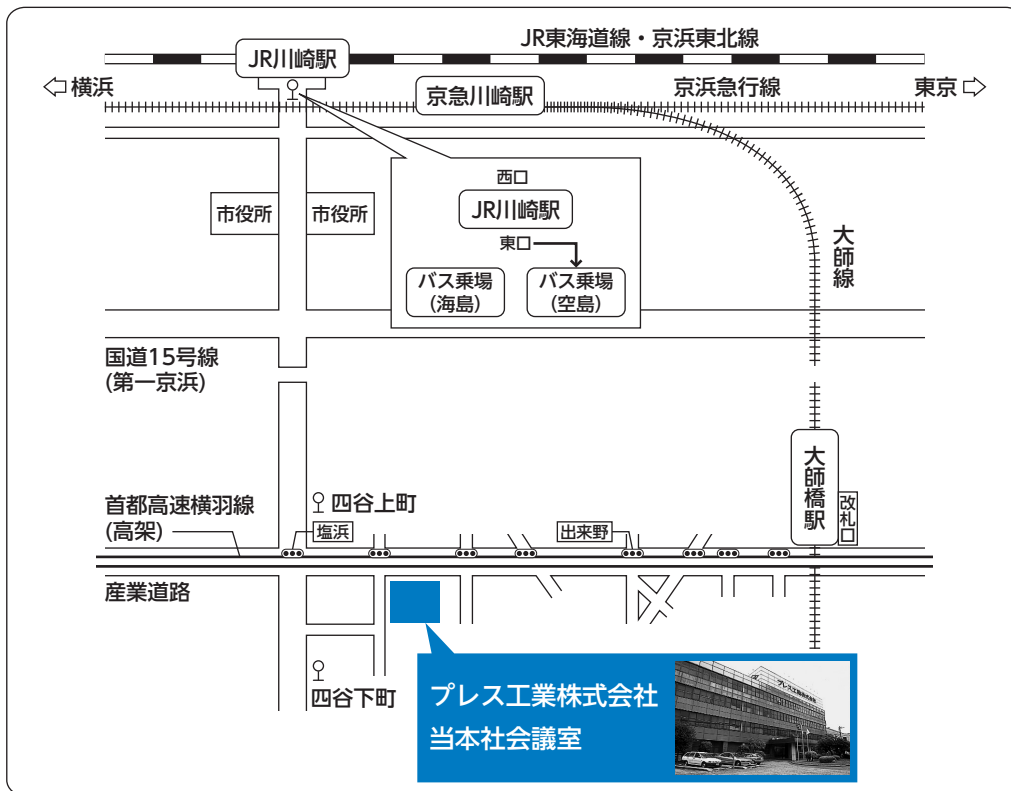
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



アクセス

●電車・バスご利用

- ・ 京浜急行大師線大師橋駅下車 徒歩約13分
- ・ JR川崎駅東口又は京浜急行京急川崎駅下車
JR川崎駅東口バス乗り場 川03系統 浮島バスターミナル行き・川04系統 市営埠頭行き・川05系統 東扇島循環（「特急」以外）・川07系統 かわさきファズ物流センター経由東扇島西公園前行きいずれかに乗車、所要約18分「四谷上町」または「四谷下町」にて下車、徒歩3分

(お願い)

駐車場には限りがございますので、誠に恐縮ですが、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本年は、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

第119回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

2021年6月7日

プレス工業株式会社

連結株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	8,070	2,074	59,156	△1,619	67,682
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△704		△704
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,489		1,489
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	－	△0	784	△0	784
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	8,070	2,074	59,941	△1,619	68,466

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 主 分 株 持 分	純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 金 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	161	17,255	1,239	496	19,153	7,788	94,624
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△704
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							1,489
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	1,400	－	△610	534	1,323	△1,127	195
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	1,400	－	△610	534	1,323	△1,127	980
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	1,561	17,255	629	1,031	20,477	6,660	95,604

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
19社
- ・主要な連結子会社の名称
株式会社協和製作所
尾道プレス工業株式会社
PK U.S.A.,INC.
THAI SUMMIT PCK CO.,LTD.
THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.
蘇州普美駕駛室有限公司
普莱斯冲压部件（蘇州）有限公司
普莱斯工業小型駕駛室（蘇州）有限公司
PT.PK Manufacturing Indonesia

②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数
7社
- ・主要な非連結子会社の名称
株式会社PKテクノ宇都宮
株式会社PKテクノ川崎
株式会社PKテクノ埼玉
株式会社PKテクノ藤沢
株式会社PKテクノ尾道
株式会社PKエンジニアリング
OCEAN STREAM (THAILAND) CO.,LTD.
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社の数及び名称
該当ありません。

②持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社の数及び名称
7社

株式会社PKテクノ宇都宮

株式会社PKテクノ川崎

株式会社PKテクノ埼玉

株式会社PKテクノ藤沢

株式会社PKテクノ尾道

株式会社PKエンジニアリング

OCEAN STREAM (THAILAND) CO.,LTD.

- ・持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PK U.S.A.,INC.、OCEAN STREAM ENTERPRISE,INC.、THAI SUMMIT PKK CO.,LTD.、THAI SUMMIT PKK ENGINEERING CO.,LTD.、THAI SUMMIT PKK BANGPAKONG CO.,LTD.、THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.、蘇州普美駕駛室有限公司、普莱斯冲压部件（蘇州）有限公司、普莱斯工業小型駕駛室（蘇州）有限公司、必可喜貿易（蘇州）有限公司、PRESS KOGYO SWEDEN AB、及びPT.PK Manufacturing Indonesiaの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに当社の工具については定額法によっております。また、在外連結子会社は、主として定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額（在外連結子会社は除く）については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）としております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

二. 環境対策引当金

当社及び連結子会社で保管しているPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が公表している処理単価に基づいて算出した処理費用見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「助成金収入」は、7百万円であります。

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「コミットメントフィー」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「コミットメントフィー」は、30百万円であります。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループの資産グルーピングに基づき減損の兆候の有無を検討したところ、PK U.S.A.,INC.については、主要顧客との取引が2025年までに終了する可能性が高くなった前連結会計年度において当該顧客向けの生産設備の耐用年数を生産停止見込の期間まで短縮しております。また、当連結会計年度においても引き続き当該資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生ずる見込みがあることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。

検討の結果、PK U.S.A.,INC.について、割引前将来キャッシュ・フローが同社の有形固定資産の帳簿価額7,051百万円を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

(2) 見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を単位として各社及び工場ごとに資産のグルーピングをセグメント別に行い、遊休資産については個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額及び使用価値により測定しており、正味売却価額については、不動産鑑定士による鑑定評価額又は固定資産税評価額を基にした倍率方式による相続税評価額を基に算出した価額を使用し、また、使用価値については、将来キャッシュ・フローや加重平均コストなどの多くの見積り・前提を使用しております。

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、中期経営計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社グループ内で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し、適宜修正し見積っております。

割引率については、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクの両方を反映したものであり、自己資本コストと借入金利を加重平均した資本コストによっております。

上記のとおり、当連結会計年度においては、連結貸借対照表に計上されている有形固定資産71,800百万円のうち、7,051百万円（連結総資産の4.6%）を占めるPK U.S.A.,INC.について減損の兆候が認められたことから、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失の認識の判定において同社の回収可能価額は使用価値に基づき、直近の事業環境を反映させた中期経営計画等に基づく割引前将来キャッシュ・フローの合計を用いて評価しております。

使用価値の算定に最も影響を及ぼす仮定は、得意先である自動車メーカーの販売台数の増加による損益の改善前提です。この仮定には、過去の実績、同業他社及び周辺業界の動向、自動車メーカーからの受注情報等を反映しており、責任者はそれらの整合性を検討しその承認を行っております。

固定資産の回収可能価額について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や、現時点では予測不能な業界規制の発令等、自動車業界を取り巻く環境の変化により将来の販売台数増加見込みが減少するなど、将来キャッ

シュ・フローが想定より減少した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が当連結会計年度末時点より悪化しない前提、及び現時点で予測不能な業界規制が発令されない前提において、当社グループはその兆候を認識しておりません。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 636百万円

(2) 見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しております。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動し、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は回収懸念額の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、当期純損益額が変動する可能性があります。

4. 追加情報

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が2022年3月期も一定期間続くとの仮定のもと会計上の見積りを検討しておりますが、得意先の状況等について見通すことが困難な部分があり、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づいて、固定資産の減損・繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の影響は不確実性が伴うため、実際の結果は見積りと異なり、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	93百万円
土地	177百万円
計	271百万円

上記の物件は、短期借入金96百万円及び長期借入金196百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 141,508百万円

(3) 圧縮記帳額

有形固定資産に係る国庫補助金及び保険差益による圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

建物	5百万円
機械装置及び運搬具	644百万円
工具、器具及び備品	0百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	114,009千株	－千株	－千株	114,009千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	5,608千株	0千株	0千株	5,609千株

(注) 1.普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加0千株によるものであります。

2.普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2020年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	704百万円
(ロ)	1株当たりの配当額	6円50銭
(ハ)	基準日	2020年3月31日
(ニ)	効力発生日	2020年6月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2021年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	813百万円
(ロ)	配当原資	利益剰余金
(ハ)	1株当たりの配当額	7円50銭
(ニ)	基準日	2021年3月31日
(ホ)	効力発生日	2021年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約の利用が妥当なものについてはヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、主に4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の支払期日は、決算日後最長で27年超28年内であります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計は金利スワップ取引について適用（特例処理）しておりますが、当連結会計年度においては、ヘッジ会計を適用するデリバティブ取引はありません。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権の為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約取引を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関とのコミットメントライン契約や手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	17,151	17,151	—
(2)受取手形及び売掛金	34,360	34,360	—
(3)投資有価証券	5,935	5,935	—
(4)支払手形及び買掛金	(20,707)	(20,707)	—
(5)電子記録債務	(3,468)	(3,468)	—
(6)短期借入金	(7,213)	(7,213)	—
(7)短期リース債務	(22)	(22)	—
(8)長期借入金	(2,571)	(2,574)	3
(9)長期リース債務	(241)	(202)	△39

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,793	5,341	2,548
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	804	593	△210
合計		3,597	5,935	2,337

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額111百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金、(7) 短期リース債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金、並びに(9) 長期リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規の借入又は新規のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	820円51銭
(2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	13円74銭

9. その他の注記

- (1) 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (2) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

土地の再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2000年 3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 △12,091百万円

- (3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社及び連結子会社（株式会社協和製作所、PK U.S.A.,INC.、THAI SUMMIT PKK CO.,LTD.、THAI SUMMIT PKK BANGPAKONG CO.,LTD.、THAI SUMMIT PKK ENGINEERING CO.,LTD.、THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.、PRESS KOGYO SWEDEN AB）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 18,450百万円

借入実行残高 4,790百万円

差引額 13,660百万円

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本														
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					自己株式	株 主 資 本 合 計			
		資 準	本 備	そ の 資 剰 余 金	他 本 金 剰 余 金 計	利 準	益 備	その他利益剰余金					利 剰 合	益 余 計	
								固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	資 金 縮 小 金	別 当 立 金					送 付 金
当 期 首 残 高	8,070	2,074		0	2,074	25		22	11,000	37,231	48,280	△1,619	56,805		
当 期 変 動 額															
固定資産圧縮積立金の取崩し								△1		1	－		－		
剰 余 金 の 配 当										△704	△704		△704		
当 期 純 利 益										1,688	1,688		1,688		
自 己 株 式 の 取 得												△0	△0		
自 己 株 式 の 処 分				△0	△0							0	0		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）															
当 期 変 動 額 合 計	－	－		△0	△0	－	△1	－	985	983		△0	983		
当 期 末 残 高	8,070	2,074		0	2,074	25	21	11,000	38,217	49,263	△1,619	57,789			

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
当 期 首 残 高	171	17,255	17,427	74,233
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩し				－
剰 余 金 の 配 当				△704
当 期 純 利 益				1,688
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,347	－	1,347	1,347
当 期 変 動 額 合 計	1,347	－	1,347	2,331
当 期 末 残 高	1,519	17,255	18,775	76,564

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、仕掛品、貯蔵品は、いずれも総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに工具については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）としております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ただし、当事業年度末においては、年金資産が退職給付債務の見込額から未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を控除した金額を超えているため、投資その他の資産の「前払年金費用」として計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による按分額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による按分額を、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

⑤ 環境対策引当金

当社で保管しているPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が公表している処理単価に基づいて算出した処理費用見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 879百万円（個別注記表 8. 税効果会計に関する注記）

（2）見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社は、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しております。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動し、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は回収懸念額の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、当期純損益額が変動する可能性があります。

4. 追加情報

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が2022年3月期も一定期間続くとの仮定のもと会計上の見積りを検討しておりますが、得意先の状況等について見通すことが困難な部分があり、当事業年度末時点で入手可能な情報に基づいて、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の影響は不確実性が伴うため、実際の結果は見積りと異なり、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 77,442百万円

(2) 偶発債務

債務保証

下記の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

PK U.S.A.,INC. 5,684百万円

PT.PK Manufacturing Indonesia 700百万円

PRESS KOGYO SWEDEN AB 325百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権 4,825百万円

②長期金銭債権 1,373百万円

③短期金銭債務 4,208百万円

(4) 圧縮記帳額

有形固定資産に係る国庫補助金及び保険差益による圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

建物 2百万円

機械及び装置 644百万円

工具、器具及び備品 0百万円

(5) 有価証券関係

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,917百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,917百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

上記の子会社株式の内、主要な銘柄はPT.PK Manufacturing Indonesia（当事業年度741百万円、前事業年度741百万円）となっております。

なお、同社株式の減損損失を認識すべきか否かの判断をする上では、同社の財政状態悪化により、実質価額が著しく低下していないこと等の検討を実施しております。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①売上高 5,115百万円

②仕入高 11,620百万円

③営業取引以外の取引高 1,187百万円

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する注記

新型コロナウイルス感染症に関する損失の主な内容は、当社において感染拡大防止のため一部操業停止になった期間に係る人件費・減価償却費等であります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,609,495株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	479百万円
外国税額（繰越控除限度超過額）	313百万円
子会社株式評価損	298百万円
退職給付引当金	160百万円
資産除去債務	101百万円
未払労務費	80百万円
その他有価証券評価差額金	64百万円
環境対策引当金	62百万円
減価償却超過額	35百万円
未払事業税	20百万円
その他	91百万円
繰延税金資産小計	1,709百万円
評価性引当額	△830百万円
繰延税金資産合計	879百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△754百万円
前払年金費用	△637百万円
固定資産圧縮積立金	△9百万円
資産除去債務	△3百万円
繰延税金負債合計	△1,404百万円
繰延税金負債の純額	△525百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	資 本 金 又 は 出 資 金	事 業 の 容 容 内 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 金 引 額 (百 万 円)	科 目	期 残 末 高 (百 万 円)
子会社	PK U.S.A.,INC.	(千米ドル) 49	自 動 車 関 連 事 業	直接 100.00 (0.00)	当 社 が 技 術 援 助 販 売 の 兼 任	債 務 保 証	5,684	—	—
子会社	PT.PK Manufacturing Indonesia	(千米ドル) 30,000	自 動 車 関 連 事 業 建 設 機 械 関 連 事 業	直接 65.00 (0.00)	資 金 の 援 助 当 社 が 技 術 援 助 販 売 当 社 製 品 の 販 売	—	—	流 動 資 産 の 他 社 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 関 係 会 社 長 期 貸 付 金	341 1,366
子会社	THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.	(千パーツ) 700,000	自 動 車 関 連 事 業	直接 50.00 (0.00)	当 社 が 技 術 援 助 兼 任 当 社 が 技 術 援 助 兼 任	技 術 援 助 兼 任 技 術 援 助 兼 任 技 術 援 助 兼 任	3,269	売 掛 金	3,175

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定しております。
3. 債務保証については、保証料の支払及び担保提供は受けておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	706円31銭
(2) 1株当たり当期純利益	15円58銭

11. その他の注記

- (1) 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (2) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

土地の再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2000年 3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 △12,091百万円

(3) 貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末に係る借入未実行残高等は下記のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 11,500百万円

借入実行残高 -百万円

差引額 11,500百万円